

建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号の規定に基づく認定基準

制定 日ま建第 132 号

平成 31 年 1 月 4 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 43 条第 2 項第 1 号の規定に関し、次の基準の一に該当するものは、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして認定審査を行うものとする。

なお、「道」とは、一般の通行の用に供されている道路状空地のことをいう。

基準 1 建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「規則」という。）

第 10 条の 3 第 1 項第 1 号に該当し、かつ、敷地と道路との間に、次の各号のいずれかに該当するものが存在する場合で、避難及び通行上支障がない道路に、有効に接続する幅員 4 m 以上の通路が確保されている敷地。

- 一 管理者の占用許可、承諾又は同意が得られた水路
- 二 地方公共団体が管理する認定外道路等
- 三 都市計画事業等により、道路に供するために事業者が取得した土地

基準 2 規則第 10 条の 3 第 1 項第 1 号に該当し、道路に有効に接続する、地方公共団体が管理していることが証明された道で、幅員 4 m 以上の公有地等に 2 m 以上接する敷地

基準 3 規則第 10 条の 3 第 1 項第 2 号に該当するもので、次の各号に該当する幅員 4 m 以上の道に 2 m 以上接する敷地

- 一 東京都建築安全条例（昭和 25 年東京都条例第 89 号）第 82 条に適合するもの
- 二 日野市道路位置指定取扱基準第 2 に適合するもの

その他

本認定基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この基準は、平成 31 年 1 月 4 日から施行する。